

麻しん・風しん疑い患者発生時の 医療機関対応について

- ✓ 麻しん・風しんの確定診断及びまん延防止には、発生届とPCR検査が重要です。
- ✓ 医療機関の皆様は、厚生センター、衛生研究所等が迅速に対応できるよう御協力をお願いします。

富山県厚生部健康対策室感染症・疾病対策課
富山県各厚生センター・富山市保健所
富山県衛生研究所ウイルス部

富山県における麻しん・風しん診断後の対応フロー

いままでは、**診断当日に必ず行ってください。**

医療機関

診断当日の流れ

疑い患者の診察



直ちに最寄りの厚生センター・支所、富山市保健所（以下「厚生センター等」）へ連絡

◆厚生センター等への報告事項

- ・ 診断名（病型）、患者の氏名、性別、生年月日、年齢、職業、住所、連絡先等の個人情報、症状及び経過、渡航歴、麻しん・風しん患者との接触歴、予防接種歴、既往歴等
- ・ 検査実施状況

PCR検査用の検体採取

- ① 咽頭ぬぐい液
- ② 血液（全血）5mL程度
- ③ 尿5mL程度

病原体検査票の記入

検体採取と並行して「発生届」（臨床診断例）の提出
（提出に関しては厚生センター等と相談してください）

厚生センター等・衛研

検体の提出：回収日時、搬送方法は一報を入れた際に厚生センター等と調整あわせて、病原体検査票を提出

富山県衛生研究所でPCR検査実施

結果判明

※休日対応あり

通常1~2日程度

厚生センター等から医療機関へ結果報告

陽性

- ・ 患者への結果説明
- ・ 発生届（臨床診断例）を（検査診断例）に変更
- ・ 調査への協力等

陰性

- ・ 患者への結果説明
- ・ 発生届の取り下げ（電話で報告）

麻しん・風しんと臨床診断した場合

医師（医療機関）から患者（保護者等）への説明

- ① 感染症法に基づいて、厚生センター等へ発生届を提出すること
- ② 発生届に基づき厚生センター等が患者や所属先の調査を行うことがあること
- ③ 確定診断のために検体の確保を行い、PCR検査が必要なこと
- ④ 感染可能期間は外出等自粛すること

医師へのお願い

[感染症法に基づく医師の届出のお願い 麻しん（厚生労働省）](#)（リンク）

[感染症法に基づく医師の届出のお願い 風しん（厚生労働省）](#)（リンク）

上記により、直ちに管轄の厚生センター等へ届出てください。

届出にあたっては、[医師による麻しん届出ガイドライン 第五版](#)もご参照ください。

また、届出後は

[麻しんに関する特定感染症予防指針](#)（リンク）

[風しんに関する特定感染症予防指針](#)（リンク）

により全例を地方衛生研究所で検査することとなっていますので、下記を参考に3点セット※（咽頭拭い液、血液、尿）の採取及び[病原体検査票（※全般用）](#)（リンク）の記入をお願いいたします。

※検体が全て揃わない場合は、厚生センター等にご相談ください。

検体採取方法

検体	咽頭ぬぐい液	血液（全血）	尿
検体量	－	2～5mL	2～7mL
採取容器	ウイルス保存輸送液入り容器（細菌用は不可）※ または スピッツ管等の密封できる容器	抗凝固剤入り採血管 （EDTA-2NaまたはEDTA-2K）	スピッツ管等の密封できる容器
採取期間	発疹出現後1週間程度	発疹出現後1週間程度	発症後10日程度
保存方法	冷蔵（4℃）	冷蔵（4℃）	冷蔵（4℃）
保存期間	2日程度	2日程度	2日程度
採取方法 採取量	ウイルス輸送用の液体培地入り（赤色）の採取容器を使用する。患部を拭った綿棒を折り目で折って短くし、液体培地の中に入れてそのままにすること 液体培地が無い場合は滅菌スピッツ管に綿棒を入れ、滅菌生理食塩水を1～3mL程度を添加すること 	抗凝固剤入り採血管（EDTA-2NaまたはEDTA-2K）に5mL（小児は2mL以上）採取する 	空のスピッツ管に2～7mL程度採取する 
注意事項	細菌培養用の容器（ゲル培地が入ったスワブ等）で採取された検体は 検体不適 となります 	<ul style="list-style-type: none"> 分離剤が入った血清用採血管での採取は検体不適となります ヘパリン採血管はPCRを阻害するため検体不適となります 	キャップから検体が漏れないようにスクリュウキャップ容器に採取してください

※ウイルス保存輸送液入り容器（ARI病原体サーベイランスと同品）は厚生センター等に申し出いただければあらかじめ配布が可能です。

※緊急対応の場合は、各医療機関で通常検体採取に用いられている同等品を用いられても構いません。